

---

## 第 3 章 資 料

---



月日	曜	経過日	逆算日	県	
				処 理 事 項	根 拠 法 令
公 示 日 前				<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会開催</li> <li>○ 選挙執行計画の決定</li> <li>○ 事務分担、選挙事務の委嘱</li> <li>○ 啓発宣伝計画の決定および実施</li> <li>○ 選挙事務打合せ（市区町村）</li> <li>○ 市区町村選挙管理委員会の事務指導</li> <li>○ 公営の個人演説会施設の指定報告の受理および告示</li> <li>○ 投票用紙、封筒等の印刷および発送</li> <li>○ 諸印刷物の作成配付</li> <li>○ 選挙長、選挙分会長ならびにこれらの職務代理者の選任準備</li> <li>△ 立会演説会開催市町村の指定</li> <li>△ 立会演説会実施について政党等と打合せ</li> <li>△ 立会演説会開催計画の策定</li> <li>△ ポスター掲示場設置数の減少承認申請の受理および承認</li> <li>△ ポスター掲示場設置場所（図面を含む）の報告の受理</li> <li>△ 標旗、腕章等証明書類の作成</li> <li>△ 選挙運動に関する支出金額の制限額の算定</li> <li>○ 各種告示案、通知案の作成</li> <li>△ 立候補受付準備（証明書類の整備）</li> </ul>	<p>法6</p> <p>法161</p> <p>法75</p> <p>法153</p> <p>法153 ③</p> <p>法155</p> <p>法144の2</p> <p>運規10の2</p>
6. 13	木	0	24	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">選挙期日の公示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 選挙長および同職務代理者の選任告示</li> <li>▲ 選挙分会長および同職務代理者の選任告示</li> <li>△ 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示</li> <li>○ 投票用紙、不在者投票用外封筒等に押すべき印の告示</li> <li>○ 投票および開票の順序の告示</li> <li>○ 選挙立会人決定のくじを行う場所および日時の告示</li> <li>○ 投票所内の氏名等の掲示用紙の規格の告示</li> <li>△ 立会演説会会場内の氏名等の掲示用紙の規格を定める告示</li> <li>△ 立会演説会開催計画の告示</li> <li>△ 立候補受付開始 （立候補者の告示、通知、照会および報告）</li> <li>△ 立会演説会参加申込受付開始</li> <li>△ 候補者に標旗、腕章、その他証明書類の交付</li> <li>○ 選挙会および選挙分会の場所および日時の告示</li> <li>▲ 全国選出議員候補者の氏名等の掲示用紙の規格に関する告示</li> <li>○ 候補者は選挙運動開始</li> <li>○ 選挙事務所の設置および異動届出受付開始</li> <li>○ 違反選挙事務所の閉鎖命令（その都度）</li> <li>△ 出納責任者の選任および異動届出受付開始</li> <li>△ 選挙公報掲載文申請受付開始</li> <li>○ 違反文書図画の撤去命令（その都度）</li> <li>○ 推せん団体に対する確認書の交付開始</li> <li>○ 推せん団体による推せん演説会開催周知用ポスターの検印開始</li> </ul>	<p>法32 ③</p> <p>法75</p> <p>令80 81</p> <p>”</p> <p>法196</p> <p>規 各様式備考</p> <p>法76</p> <p>法175の2</p> <p>法160</p> <p>法155</p> <p>法86</p> <p>令92</p> <p>法156の2</p> <p>法78</p> <p>法175</p> <p>法129</p> <p>法130 令108</p> <p>法134</p> <p>法180 法182</p> <p>法118</p> <p>法147</p> <p>法201の4</p> <p>法201の4</p>

市 区 町 村		様 式	根 拠 法 令	摘 要
処 理 事 項				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村の職員に対する選挙事務の委嘱または充当等について市区町村長と協議</li> <li>○ 市区町村の職員に対する選挙事務の委嘱または充当およびその処理事務の分担と指導</li> <li>○ 明るく正しい選挙推進運動および啓発計画の決定推進</li> <li>○ 公営の個人演説会施設の設定、報告および費用の納付額の協議</li> <li>○ 個人演説会施設の使用予定表の作成</li> <li>○ 個人演説会施設の使用に関する定および公表について、当該施設の管理者の指導</li> <li>○ 選挙執行計画の策定</li> <li>△ 立会演説会開催単位について、県と協議（市）</li> <li>△ 立会演説会施設調書の提出</li> <li>○ 投票用紙等諸印刷物の受領保管</li> <li>○ 不在者投票に関する事務従事者の決定および投票記載場所等の設備</li> <li>○ 投票管理者、同職務代理人および開票管理者、同職務代理人の選任準備</li> <li>○ 投票所入場券等必要書類の印刷</li> <li>○ 投票箱、点字器等選挙に使用する資材、器具等の点検整備</li> <li>△ ポスター掲示場設置数の減少承認申請</li> <li>△ ポスター掲示場設置および告示ならびに県委員会に対する報告（図面とも）</li> <li>△ ポスター掲示場の区画番号を定めるくじの日時場所の告示およびくじの実施ならびに区画番号の記載</li> </ul>		自治法180の3  法273  法6 法161 令121② 令118 令119 ②  法153 ② 立規1. 2  法49 令5章  法37 令24 法61 令67 令31  法144の2 ② 法144の2 運規10の2 運規10の4		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不在者投票のための投票用紙、封筒等の交付場所の告示</li> <li>○ 不在者投票開始</li> <li>○ 投票管理者および同職務代理人の選任告示</li> <li>○ 開票管理者および同職務代理人の選任告示</li> <li>○ 開票立会人決定のくじを行う場所、日時の告示</li> <li>▲ 候補者の氏名等の掲示を行う場所の決定告示 （全国区 1投票所につき1カ所）</li> <li>○ 投票所内の氏名等の掲示の順序決定のくじを行う場所および日時の告示</li> <li>○ 個人演説会開催申出受付開始</li> <li>○ 選挙長（地方区）県委員会（全国区）から通知のあった候補者に関する事項を投票管理者および開票管理者に通知</li> <li>○ 開票立会人届出受付開始</li> <li>○ 違反文書図画の撤去命令</li> <li>○ 投票所の告示（なるべく）</li> <li>○ 開票の場所および日時の告示（なるべく）</li> <li>△ 立会演説会開催単位の告示（市）</li> <li>△ 候補者にポスター掲示場設置場所一覧および図面の交付</li> </ul>		法49 令5章 法37 令24 令25 法61 令67 令68 法62 法173 運規33 法175の2 運規35 法163 法164の2 令92  法62 法147 法41 法64 法153 立規1② 令111の3		

月 日	曜	経過日	逆算日	県	
				処 理 事 項	根 拠 法 令
6. 13	木	0	24	○ 政談演説会開催申出受付開始（立札等表示証の交付） △ 選挙異動のために使用される事務員に関する届出受付開始	法201の10 運規39の9 法197の2 令128の2
6. 14	金	1	23	△ 立会演説会参加申込最終日 △ 立会演説会に加わるべき候補者の所属の班および最初の立会演説会における演説の順序を定めるくじ（午後6時県委員会事務室） △ 同上の結果の告示、ならびに候補者および市区町村選挙管理委員会への通知	法156の2 法規9 法156の2 立規10 " 11 法156の2
6. 15	土	2	22	△ 指定期日（6月14日）後の立会演説会参加申込受付開始 △ 同上の申込みがあった場合、参加し得る立会演説会の日時および会場ならびに演説順序の決定、告示および通知	法157 立規12 法157 ③
6. 16	日	3	21	○ 立候補届出締切日	法86 ①
6. 17	月	4	20	ポスター掲示場掲示状況調査	
6. 18	火	5	19	○ 繰上投票期日の決定告示、関係市区町村委員会に通知 ○ 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り上げの承認および市区町村委員会に通知	法56 令46 法40
6. 19	水	6	18	▲ （選挙公報掲載申請最終日……中央選管） △ 選挙公報掲載申請最終日 △ 選挙公報掲載文掲載順序のくじ	法168 法168 運規23 法169 運規29
6. 20	木	7	17	△ 立会演説会の指導および状況調査（その都度） △ 選挙公報印刷校正（地方区）	
6. 21	金	8	16	△ 立会演説会において演説を行なわなかった場合に順序を変更したときの演説の順序決定、告示および通知 △ 選挙公報印刷校正	法157の2
6. 22	土	9	15	▲ 選挙公報掲載原稿（全国区）受領（自治省） ▲ 同上掲載順序のくじ	
6. 23	日	10	14	○ 選挙公報印刷校正	
6. 24	月	11	13	○ 選挙公報印刷校正	
6. 25	火	12	12	○ 選挙公報印刷校正 ▲ 氏名等の掲示順序のくじ（午後6時 県委員会事務室）	法174
6. 26	水	13	11	○ 選挙公報の印刷校正および印刷完了 ▲ 全国区氏名等の掲示用紙の印刷校正および印刷完了	

市 区 町 村			摘 要
処 理 事 項	様 式	根 拠 法 令	
○ 繰上投票に関する報告（関係市町村） ○ 投票所開閉時刻の繰り上げまたは、繰り下げの承認申請 △ 個人演説会の開催申出を受理したものについては個人演説会場表示の立札の準備（地方区のみ） △ ポスター掲示場に掲示後、法第86条第9項の規定により届出を却下し、または候補者が死亡し、もしくは法第91条ならびに法第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。		法51 規程27 法40 規程19 法164の2  運規10の6	
△ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備（関係市区町） △ 個人演説会開始 △ 個人演説会場表示の立札の掲示（その都度、地方区のみ） △ 個人演説会の回数確認報告（その都度） ▲ 公営施設使用の個人演説会開始		法158 法164の2 法164の2 運規16 法163 令112	
△ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始 （1開催単位 50カ所以上） △ 立会演説会司会者の指定		法158  立規15	
○ 繰上投票期日について 投票管理者および開票管理者に通知 ○ 投票所開閉時刻の繰り上げまたは繰り下げの告示および投票管理者に通知		令46 法40 ②	
△ 立会演説会場の表示および演説会場内における候補者の氏名、党派別の掲示 △ 立会演説会開始、立会演説会の設備および演説の司会ならびに開催結果の報告（その都度）		法158 ②  法159 立規 3	
△ 立会演説会		法152	
△ 立会演説会		法152	
△ 立会演説会		法152	
△ 立会演説会		法152	
△ 立会演説会		法152	
△ 立会演説会		法152	

月 日	曜	経過日	逆算日	県	
				処 理 事 項	根 拠 法 令
6. 27	木	14	10	▲ 補充立候補受付最終日（全国区） ○ 選挙公報の発送（自動車）	法86 ⑤
6. 28	金	15	9	▲ 全国区氏名等の掲示用紙発送 ○ 選挙公報の発送（自動車）	
6. 29	土	16	8	○ 選挙公報の発送（自動車）	
6. 30	日	17	7	△ 全国区候補者の氏名等の掲示状況の調査	
7. 1	月	18	6		
7. 2	火	19	5		
7. 3	水	20	4		
7. 4	木	21	3	△ 補充立候補受付最終日（地方区） ○ 選挙立会人届出最終日	法86 ⑤ 法76
7. 5	金	22	2	○ 繰上投票期日（速報受理） ○ 選挙立会人選任のくじ	法56 法76
7. 6	土	23	1	○ 選挙運動最終日 ○ 投票所準備状況の調査 ○ 当日有権者見込数の報告受理 経歴放送最終日 政見放送最終日	法129 法151 法150

市 区 町 村			摘 要
処 理 事 項	様 式	根 拠 法 令	
△ 立会演説会 △ 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行なう場所および日時の告示 ○ 選挙公報の受領および配布（各有権者世帯）		法152 運規35 ②	
▲ 全国区氏名等の掲示用紙受領 ▲ 全国区氏名等の掲示板の作成（本日以後に県委員会から通知のあった候補者については、その到着順（到着が同時のときはくじで定める）に掲示することとなるのでこの点を考慮のうえ掲示板を作成すること。） △ 立会演説会 ○ 選挙公報の受領および配布（各有権者世帯）		法152	
▲ 候補者の氏名等の掲示の準備 △ 立会演説会 ○ 選挙公報の受領および配布（各有権者世帯）		法173 法152 法170	
▲ 全国区候補者の氏名等の掲示開始（1投票区1カ所） ▲ 氏名等の掲示後、法第86条第9項の規定により届出を却下し、または候補者が死亡し、もしくは第91条および第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかる部分を抹消すること。 ○ 繰上投票の場合は、投票所告示最終日 △ 立会演説会		法173  法41 法56 法152	
△ 立会演説会		法152	
○ 投票所の告示最終日 ○ 繰上投票の投票立会人の選任および通知 △ 氏名等の掲示の順序を定めるくじ（立候補届出締切後選挙期日の前日まで） （開票区ごとに） （このくじを行った後に選挙長から届出または推せん届出の通知を受けた候補者があるときは、くじをやり直さなければならない） △ 立会演説会		法41 法38 運規35 ①②  法152	
△立会演説会		法152	
△ 立会演説会 ○ 開票立会人届出最終日 ○ 投票立会人選任通知最終日		法152 法62 法38	
○ 繰上投票期日（投票結果の速報） ○ 開票立会人決定のくじ（選挙管理委員会） ○ 選挙公報配布完了期限 △ 立会演説会（最終日） ○ 投票所および開票所の事務従事者の委嘱および事務分担の決定（投票管理者、開票管理者）		法56 法62 法170 法152	
○ 投票所入場券配布完了期限 ○ 投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示 ○ 投票所を設けた場所の入口から300mの区域の表示 ○ 当日有権者見込数の報告 ○ 不在者投票最終日		令31 法175の2 法132  法49 令5章	

月日	曜	経過日	逆算日	県	
				処 理 事 項	根 拠 法 令
7. 7	日	24	0	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>投票日</span> <span>開票日</span> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投票所を設けた場所の入口から300m未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令</li> <li>○ 投票および開票状況の調査</li> <li>○ 投票、開票の中間および結果の速報受理集計 自治省に報告、発表</li> </ul>	法132 法134
7. 8	月	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開票未了市町村の開票状況調査</li> <li>○ 開票結果速報受理集計、報告、発表</li> <li>○ 開票結果報告の審査、受領</li> <li>○ 選挙に関する収支報告書の受付開始</li> </ul>	規程41 規程42 法189
7. 9	火	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開票結果報告の審査受領</li> <li>○ 開票結果の集計</li> </ul>	規程42
7. 10	水	3		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開票結果の集計</li> <li>○ 選挙会選挙分会の準備</li> </ul>	
7. 11	木	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙会、選挙分会の開催</li> <li>△ 当選人の決定、選挙管理委員会に報告</li> <li>△ 当選人の告知、当選人の住所氏名の告示</li> <li>△ 当選証書の附与およびその旨の告示</li> <li>△ 当選等に関する報告（自治大臣）</li> </ul>	法80 法101 法101 法105 法108
7. 12	金	5		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙結果の整理</li> <li>▲ 選挙分会長は選挙長に選挙分会の結果を報告</li> <li>○ 選挙執行経費の精算</li> <li>○ 選挙の記録の作成</li> </ul>	法81
7. 22	月	15		<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 選挙に関する収支報告書の提出期限</li> </ul>	法189

市 区 町 村			摘 要
処 理 事 項	様 式	根 拠 法 令	
<input type="checkbox"/> 投票日 <input type="checkbox"/> 開票日 <input type="checkbox"/> 投票事務の処理、中間および結果の速報 <input type="checkbox"/> 投票録の作成、投票録等を開票管理者に送致 <input type="checkbox"/> 開票事務の処理、開票状況および結果の速報		規程23 法54 法55 法66 法70 規程41	
<input type="checkbox"/> 開票未了の市区町村は、開票事務処理、速報 <input type="checkbox"/> 開票結果報告（持参すること）		規程41 規程42	
<input type="checkbox"/> 開票結果報告（持参すること） <input type="checkbox"/> 選挙事務の整理		規程42	
<input type="checkbox"/> 選挙事務の整理			
<input type="checkbox"/> 選挙事務報告			

# 選 挙 事 務 日

月	6															
日	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
経過日				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
逆算日	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
主	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>← 選挙執行準備 →</p> </div> <div style="width: 65%;"> <p>← (立候補届出期間) ←</p> <p>← {補充立候補届出期間(地方区)} ←</p> <p>← {同上(全国区)} ←</p> <p>← (立会演説会参加申込期間) ←</p> <p>← (立会演説会所属班および演説順序のくじ) ←</p> <p>← (選挙運動費用制限額告示) ←</p> <p>← (選挙公報掲載文申請期間) ←</p> <p>← (選挙公報印刷発送) ←</p> <p>← (氏名等の掲示用紙の規格の告示) ←</p> <p>← (公報掲載順序のくじ地方区) ←</p> <p>← (公報掲載順序のくじ全国区) ←</p> <p>← (氏名等の順序) ←</p> <p>← {選挙運動期間(選挙事務所設置届、出納責任者選任届、個人演説)} ←</p> <p>← {選挙立会人届出(県)投票立会人の選任、開票立会人の届出}</p> </div> </div>															
要																
処																
理																
事																
項																
摘																
要																

# 程 一 覧 表

											7										
26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13				
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0										
											投 票 日	○ (選挙会) (選挙分会)									
日間32箇所)											← (開票) →		← (開票結果報告) →								
											(選挙公報配布期間)										
掲示の掲載 くじ全国区)											(候補者の氏名等の掲示期間) (全国区 1投票区 1箇所)										
											○ (氏名等の掲示の順序のくじ地方区)										
説会の開催申出および開催、ポスター等の掲示) }																					
(市区町村) 期間}																					
											○ {選挙立会人決定のくじ(県) 開票立会人決定のくじ(市区町村)}										

## 2 投票速報状況に

区分 市郡名	当日有権者数			9時00分現在						11 投	
	男	女	計	投票者数			投票率				
				男	女	計	男	女	計		
福岡市	248,290	276,469	524,759	26,053	18,699	44,752	10.49	6.76	8.53	56,785	
久留米市	56,377	67,315	123,692	6,145	3,720	9,865	10.90	5.53	7.98	14,656	
北九州市	門司区	46,701	53,841	100,542	4,040	2,060	6,100	8.65	3.83	6.07	11,140
	小倉区	104,165	114,370	218,535	6,738	3,500	10,238	6.47	3.06	4.68	19,682
	若松区	31,152	35,183	66,335	3,397	1,766	5,163	10.90	5.02	7.78	7,824
	戸畑区	114,415	123,859	238,274	7,038	3,653	10,691	6.15	2.95	4.49	11,485
	八幡区	34,793	35,881	70,674	3,282	1,766	5,048	9.43	4.92	7.14	7,783
大牟田市	51,112	62,928	114,040	9,395	6,613	16,008	18.38	10.51	14.04	19,303	
方市	17,222	20,790	38,012	2,908	2,126	5,034	16.89	10.23	13.24	6,239	
飯塚市	22,903	28,092	50,995	3,042	1,987	5,029	13.28	7.07	9.86	7,408	
田川市	20,747	25,178	45,925	3,052	1,905	4,957	14.71	7.57	10.79	6,923	
柳川市	13,669	16,518	30,187	2,263	1,244	3,507	16.56	7.53	11.62	4,361	
山田大	甘木市	5,051	6,355	11,406	891	585	1,476	17.64	9.21	12.94	2,030
	木下市	12,735	15,233	27,968	2,432	2,050	4,482	19.10	13.46	16.02	4,399
	女川市	11,243	13,792	25,035	2,082	1,503	3,585	18.52	10.90	14.32	3,834
	後市	11,245	13,413	24,658	2,057	1,263	3,320	18.29	9.42	13.46	3,752
	筑大市	15,395	17,058	32,453	2,274	1,165	3,439	14.77	6.83	10.60	5,038
行中	豊市	14,297	17,104	31,401	2,055	1,410	3,465	14.37	8.24	11.03	4,272
	前市	9,894	11,923	21,817	1,734	1,411	3,145	17.53	11.83	14.42	3,038
	間市	9,841	11,276	21,117	1,279	742	2,021	13.00	6.58	9.57	2,973
市計	851,247	966,578	1,817,825	92,157	59,168	151,325	10.83	6.12	8.32	202,925	
筑早	郡	41,079	45,019	86,098	4,292	2,862	7,154	10.45	6.36	8.31	10,669
	郡	2,919	3,273	6,192	699	551	1,250	23.95	16.83	20.19	1,139
	郡	39,676	44,695	84,371	6,968	4,971	11,940	17.56	11.12	14.15	13,952
	郡	19,738	22,704	42,442	2,946	2,225	5,171	14.93	9.80	12.18	5,902
	郡	20,832	22,580	43,412	3,343	2,262	5,605	16.05	10.02	12.91	7,485
鞍手	郡	22,193	26,471	48,664	3,964	2,673	6,637	17.86	10.10	13.64	8,181
	郡	35,087	42,336	77,423	4,021	2,820	6,841	11.46	6.66	8.84	12,852
	郡	13,657	16,781	30,438	3,593	3,294	6,887	26.31	19.65	22.63	5,628
	郡	16,335	19,350	35,685	3,788	2,991	6,779	23.19	15.46	19.00	6,290
	郡	18,004	21,740	39,744	4,718	4,213	8,931	26.21	19.38	22.47	7,370
三三	郡	15,599	17,983	33,582	2,518	1,723	4,241	16.14	9.58	12.63	5,235
	郡	11,430	13,745	25,175	1,868	1,291	3,159	16.34	9.39	12.55	3,819
	郡	19,636	23,249	42,885	6,072	5,223	11,295	30.92	22.47	26.34	8,332
	郡	20,712	24,967	45,679	4,796	3,073	7,869	23.16	12.31	17.23	8,289
	郡	5,663	6,621	12,284	1,527	1,239	2,766	26.96	18.71	22.52	2,319
田川	郡	31,763	38,310	70,073	6,529	4,880	11,409	20.56	12.74	16.28	12,416
	郡	14,593	16,552	31,145	2,771	1,929	4,700	18.99	11.65	15.09	5,022
	郡	13,082	15,077	28,159	2,763	2,277	5,040	21.12	15.10	17.90	4,861
郡計	361,998	421,453	783,451	67,176	50,498	117,674	18.56	11.98	15.02	129,759	
県計	1,213,245	1,388,031	2,601,276	159,333	109,666	268,999	13.13	7.90	10.34	332,684	

## 関 する 調 (地方区のみ)

時 0 0 分 現 在					13 時 0 0 分 現 在					
票 者 数		投 票 率			投 票 者 数			投 票 率		
女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
47,907	104,692	22.87	17.33	19.95	92,676	95,819	188,495	37.33	34.66	35.92
12,735	27,391	26.00	18.92	22.14	21,734	23,151	44,885	38.55	34.39	36.29
7,880	19,020	23.85	14.64	18.92	17,780	16,700	34,480	38.07	31.02	34.29
14,893	34,575	18.90	13.02	15.82	32,212	30,758	62,970	30.92	26.89	28.81
5,890	13,714	25.12	16.74	20.67	11,309	11,139	22,448	36.30	31.66	35.84
8,631	20,116	10.04	6.97	8.44	32,832	32,329	65,161	28.70	26.10	27.35
5,895	13,678	22.37	16.43	19.35	11,951	11,668	23,619	34.35	32.52	33.42
19,682	38,985	37.77	31.28	34.19	24,495	28,452	52,947	47.92	45.21	46.43
5,744	11,983	36.23	27.63	31.52	8,041	8,790	16,831	46.69	42.28	44.28
7,188	14,596	32.35	25.59	28.62	10,280	12,044	22,324	44.88	42.87	43.78
6,615	13,538	33.37	26.27	29.08	9,619	11,115	20,734	46.36	44.15	45.15
3,741	8,102	31.90	22.65	26.84	5,730	5,537	11,267	41.92	33.52	37.32
2,030	4,060	40.19	31.94	35.60	2,771	3,235	6,006	54.86	50.90	52.66
4,538	8,937	34.54	29.79	31.95	5,695	6,239	11,934	44.72	40.98	42.67
3,620	7,454	34.10	26.25	29.77	5,137	5,162	10,299	45.69	37.43	41.14
3,448	7,200	33.37	25.71	29.20	4,908	5,025	9,933	43.65	37.46	40.28
4,028	9,066	32.50	23.61	27.94	6,498	6,042	12,540	42.21	35.42	38.64
3,955	8,227	29.92	23.12	26.20	5,779	5,828	11,607	40.42	34.07	36.96
2,970	6,008	30.71	24.91	27.54	3,868	4,118	7,986	39.09	34.54	36.60
2,657	5,630	30.21	23.56	26.66	4,219	4,862	9,081	42.87	43.12	43.00
174,047	376,972	23.84	18.01	20.74	317,534	328,013	645,547	37.30	33.94	35.51
8,749	19,418	25.97	19.43	22.55	16,253	15,882	32,135	39.57	35.28	37.32
1,186	2,325	39.02	36.24	37.55	1,597	1,687	3,284	54.71	51.54	53.04
13,389	27,341	35.16	29.96	32.41	18,642	20,117	38,759	46.99	45.01	45.94
5,852	11,754	29.90	25.78	27.69	8,042	8,527	16,569	40.74	37.56	39.04
7,045	14,528	35.92	31.20	33.47	9,677	10,302	19,979	46.45	45.62	46.02
8,311	16,492	36.86	31.40	33.89	10,925	12,747	23,672	49.23	48.15	48.64
13,099	25,951	36.63	30.94	33.52	16,970	19,811	36,781	48.37	46.79	47.51
6,073	11,701	41.21	36.19	38.44	7,012	7,739	14,751	51.34	46.12	48.46
6,343	12,633	38.51	32.78	35.40	8,211	8,788	16,999	50.27	45.42	47.64
7,739	15,109	40.94	35.60	38.02	9,483	10,468	19,951	52.67	48.15	50.20
4,788	10,023	33.56	26.63	29.85	6,726	6,775	13,501	43.12	37.67	40.20
3,484	7,303	33.41	25.35	29.01	4,931	5,069	10,000	43.14	36.88	39.72
8,482	16,814	42.43	36.48	39.21	9,978	10,416	20,394	50.81	44.80	47.56
7,580	15,869	40.02	30.36	34.74	10,161	10,109	20,270	49.06	40.49	44.37
2,321	4,640	40.95	35.06	37.77	2,736	2,889	5,625	48.31	43.63	45.79
12,862	25,278	39.09	33.57	36.07	15,916	18,989	34,905	50.11	49.57	49.81
4,784	9,806	34.41	28.90	31.48	6,317	6,670	12,987	43.29	40.30	41.70
4,650	9,511	37.16	30.84	33.78	6,018	6,195	12,213	46.00	41.09	43.37
126,737	256,496	35.85	30.07	32.74	169,595	183,180	352,775	46.85	43.46	45.03
300,784	633,468	27.42	21.67	24.35	487,129	511,193	998,322	40.15	36.83	38.38

区分 市郡名	当日有権者数			15時00分現在						17	
	男	女	計	投票者数			投票率			投	
				男	女	計	男	女	計	男	
福岡市	248,290	276,469	524,759	118,584	131,210	249,794	47.76	47.46	47.60	145,434	
久留米市	56,377	67,315	123,692	28,161	31,662	59,823	49.95	47.04	48.36	34,503	
北九州市	門司区	46,701	53,841	100,542	21,610	23,060	44,670	46.27	42.83	44.43	26,420
	小倉区	104,165	114,370	218,535	41,370	42,705	84,075	39.72	37.34	38.47	52,922
	若松区	31,152	35,183	66,335	13,874	14,953	28,827	44.54	42.50	43.46	17,011
	八幡区	114,415	123,859	238,274	42,801	44,792	87,593	37.41	36.16	36.76	53,897
	戸畑区	34,793	35,881	70,674	14,871	15,699	30,570	42.74	43.75	43.25	18,713
大牟田市	51,112	62,928	114,040	30,698	38,585	69,283	60.06	61.32	60.75	37,631	
	17,222	20,790	38,012	9,810	11,445	21,255	56.96	55.05	55.92	11,504	
	22,903	28,092	50,995	12,332	15,178	27,510	53.84	54.03	53.95	14,812	
	20,747	25,178	45,925	11,626	14,020	25,646	56.04	55.68	55.84	14,133	
柳川市	13,669	16,518	30,187	7,471	8,187	15,658	54.66	49.56	51.87	9,094	
山田市	5,051	6,355	11,406	3,272	4,102	7,374	64.78	64.55	64.65	3,862	
	12,735	15,233	27,968	7,511	8,486	15,997	58.98	55.71	57.20	8,875	
	11,245	13,792	25,035	6,935	7,760	14,695	61.68	56.26	58.70	8,226	
	11,245	13,413	24,658	6,305	7,282	13,587	56.07	54.29	55.10	7,432	
大川市	15,395	17,058	32,453	8,447	8,700	17,147	54.87	51.00	52.84	10,199	
行橋市	14,297	17,104	31,401	7,125	7,601	14,726	49.84	44.44	46.90	8,325	
	9,894	11,923	21,817	4,864	5,472	10,336	49.16	45.89	47.38	5,821	
	9,841	11,276	21,117	5,021	6,065	11,086	51.02	53.79	52.50	6,001	
市計	851,247	966,578	1,817,825	402,688	446,964	849,652	47.31	46.24	46.74	494,815	
筑紫郡	41,079	45,019	86,098	20,925	21,645	42,570	50.94	48.08	49.44	25,367	
	2,919	3,273	6,192	1,918	2,064	3,982	65.71	63.06	64.31	2,185	
	39,676	44,695	84,371	22,478	25,321	47,799	56.65	56.65	56.65	26,868	
	19,738	22,704	42,442	10,113	11,421	21,534	51.24	50.30	50.74	12,498	
宗像郡	20,832	22,580	43,412	11,413	12,921	24,314	54.78	57.13	56.01	12,920	
鞍手郡	22,193	26,471	48,664	12,963	15,692	28,655	58.41	59.28	58.88	15,057	
	35,087	42,336	77,423	20,415	24,657	45,072	58.18	58.24	58.22	24,534	
	13,657	16,781	30,438	9,003	10,154	19,157	65.92	60.51	62.94	10,282	
	16,335	19,350	35,685	10,209	11,645	21,854	62.50	60.18	61.24	11,914	
浮羽郡	18,004	21,740	39,744	12,263	14,390	26,653	68.11	66.19	67.06	13,651	
三井郡	15,599	17,983	33,582	8,925	9,433	18,358	57.22	52.46	54.67	10,512	
	11,430	13,745	25,175	6,776	7,358	14,134	59.28	53.53	56.14	7,991	
	19,636	23,249	42,885	13,088	14,283	27,371	66.65	61.43	63.82	14,590	
	20,712	24,967	45,679	12,899	14,895	27,794	62.28	59.66	60.85	14,991	
三山池郡	5,663	6,621	12,284	3,485	3,795	7,280	61.54	57.32	59.26	4,052	
田川郡	31,763	38,310	70,073	18,780	23,339	42,119	59.13	60.92	60.11	21,987	
	14,593	16,552	31,145	7,786	8,669	16,455	53.35	52.37	52.83	9,544	
	13,082	15,077	28,159	7,328	7,996	15,324	56.02	53.03	54.42	8,780	
郡計	361,998	421,453	783,451	210,767	239,658	450,425	58.22	56.86	57.49	247,723	
県計	1,213,245	1,388,031	2,601,276	613,455	686,622	1,300,077	50.56	49.47	49.97	742,538	

時 3 0 分 現 在					結 了					
票 者 数		投 票 率			投 票 者 数			投 票 率		
女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
172,505	317,939	58.57	62.40	60.59	162,835	191,237	354,072	65.58	69.17	67.47
42,008	76,511	61.20	62.41	61.86	39,181	46,059	85,240	69.50	68.42	68.91
31,440	57,860	56.57	58.39	57.55	30,870	36,485	67,355	66.10	67.76	66.99
60,616	113,538	50.81	53.00	51.95	60,746	68,000	128,746	58.32	59.46	58.91
20,551	37,562	54.61	58.41	56.62	21,084	24,518	45,602	67.68	69.69	68.75
60,067	113,964	47.11	48.50	47.83	68,619	75,832	144,451	59.97	61.22	60.62
20,896	39,609	53.78	58.24	56.04	21,443	23,992	45,435	61.63	66.87	64.29
46,514	84,145	73.62	73.91	73.76	40,603	48,908	89,511	79.44	77.72	78.49
13,967	25,471	66.80	67.18	67.01	12,505	14,810	27,315	72.61	71.24	71.86
19,068	33,880	64.67	67.88	66.44	16,623	20,527	37,150	72.58	73.07	72.85
17,868	32,001	68.12	70.97	69.68	15,749	19,349	35,098	75.91	76.85	76.42
10,396	19,490	66.53	62.94	64.56	9,831	11,109	20,940	71.92	67.25	69.37
4,895	8,757	76.46	77.03	76.78	4,217	5,219	9,436	83.49	82.12	82.73
10,431	19,306	69.69	68.48	69.03	9,530	11,132	20,662	74.82	73.08	73.87
9,619	17,845	73.17	69.74	71.28	8,787	10,098	18,885	78.16	73.22	75.43
8,620	16,052	66.09	64.27	65.10	8,272	9,471	17,743	73.56	70.61	71.96
11,292	21,491	66.25	66.20	66.22	10,879	11,844	22,723	70.67	69.43	70.02
9,423	17,748	58.28	55.09	56.52	9,523	10,645	20,168	66.61	62.24	64.23
6,783	12,604	58.83	56.89	57.77	6,598	7,550	14,148	66.69	63.32	64.85
7,377	13,378	60.98	65.42	63.35	6,892	8,206	15,098	70.03	72.77	71.50
584,336	1,079,151	58.13	60.45	59.36	564,787	654,991	1,219,778	66.35	67.76	67.10
28,246	53,613	61.75	62.74	62.27	28,696	31,376	60,072	69.86	69.70	69.77
2,424	4,609	74.85	74.06	74.43	2,328	2,534	4,862	79.75	77.42	78.52
31,243	58,111	67.72	69.90	68.88	29,286	33,450	62,736	73.81	74.84	74.36
14,447	26,945	63.32	63.63	63.49	13,981	15,899	29,880	70.83	70.03	70.40
14,444	27,364	62.02	63.97	63.03	15,120	16,739	31,859	72.58	74.13	73.39
18,691	33,748	67.85	70.61	69.35	16,856	20,097	36,953	75.95	75.92	75.93
29,981	54,515	69.92	70.82	70.41	27,063	32,287	59,350	77.13	76.26	76.66
11,828	22,110	75.29	70.48	72.64	10,910	12,489	23,399	79.89	74.42	76.87
14,099	26,013	72.94	72.86	72.90	12,826	14,931	27,757	78.52	77.16	77.78
16,249	29,900	75.82	74.74	75.23	14,590	17,197	31,787	81.04	79.10	79.98
11,806	22,318	67.39	65.65	66.46	11,271	12,562	23,833	72.25	69.85	70.97
9,123	17,114	69.91	66.37	67.98	8,612	9,723	18,335	75.35	70.74	72.83
15,959	30,549	74.30	68.64	71.23	15,395	16,650	32,045	78.40	71.62	74.72
17,759	32,750	72.38	71.13	71.70	16,200	18,852	35,052	78.22	75.51	76.74
4,489	8,541	71.55	67.80	69.53	4,327	4,715	9,042	76.41	71.21	73.61
27,445	49,432	69.22	71.64	70.54	24,404	29,436	53,840	76.83	76.84	76.83
10,579	20,123	65.40	63.91	64.61	10,389	11,218	21,607	71.19	67.77	69.38
9,812	18,592	67.12	65.08	66.03	9,629	10,455	20,084	73.60	69.34	71.32
288,624	536,347	68.43	68.48	68.46	271,883	310,610	582,493	75.11	73.70	74.35
872,960	1,615,498	61.20	62.89	62.10	836,670	965,601	1,802,271	68.96	69.57	69.28

### 3 党 派 別

#### 参 院 選 挙 に 臨 む 各 党

	自 民 党	社 会 党
憲 法	<p>国の平和と独立を守るためには、国の安全を保つことが先決である。このため、国力に応じた自衛力を保持するとともに、集団安全保障としての日米安保体制を維持する。国の平和と独立を危うくする非武装中立主義は排する。現行憲法は当然順守する。その改正は、国家最高の課題であるから、世論の動向をみきわめつつ対処する。</p>	<p>平和憲法の精神に沿い、アジアの緊張と対立を緩和し平和な国際環境をつくることが日本の安全の前提である。核恐かつの軍事力にたよって資本主義の独占支配体制を守ろうとする道は真に国土、国民を守る道ではない。日米安保条約を廃棄し武力によらない平和中立外交を展開。その基礎のうえに国際的な平和保障機構をつくる。</p>
核 ・ 安 保	<p>核エネルギーの平和利用を積極的に推進する。核兵器の廃棄をめざし、当面、核を含めての軍縮を推進する。核兵器の脅威に対しては、日米安保条約に基づくアメリカの核抑止力による。この前提に立って、核兵器は製造せず、保有せず、持込みを認めないとの政策をとる。1970年以降も日米安保条約を堅持する。</p>	<p>アメリカの核のカサのもとに日米安保条約の軍事的危険と政治的マイナスは強まっている。佐藤内閣の非核3原則は国民をギマンする口先だけのもの。国際の平和連帯のために日米安保体制から離脱し非核武装宣言を行ない、アジア太平洋非核武装地帯の設置を提唱する。1970年はこの方向に沿って日米安保条約廃棄をめざす。</p>
沖 縄 返 還	<p>全国民の悲願である沖縄の返還については、1970年までにメドをつけ、すみやかに施政権の返還を実現する。沖縄の基地については世論の動向等を十分考慮し、米国側と折衝を進める。わが国固有領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方領土については、あくまで返還を主張し、その実現を期する。</p>	<p>アメリカの沖縄不当支配の根拠となっている対日平和条約第3条の廃止。沖縄の即時無条件全面返還に民族の力を結集する。米極東戦略のカナメとして平和を脅やかす役割を転換し、米軍基地を撤去させ、同胞沖縄県民の人権を回復する。歯舞、色丹の返還を条件とする日ソ平和条約の締結、安保体制解消と見合い千島返還実現。</p>
日 中 関 係	<p>中共が国際的に孤立することなく、将来、国際社会の一員として国際会議等に参加し、相たずさえて世界の平和と繁栄に責任を分担することとなるよう配慮する。中共自身も共存共栄の精神に立って国際協調を図ることを強く期待し、当面、相互の立場尊重と内政不干渉の原則のもとに、経済・文化の交流を図る。</p>	<p>かつての日本の侵略戦争の反省のうに中国との戦争状態を終結させる。ただちに政府間協定を結び経済文化交流を拡大。ココム、吉田書簡等一切の制限措置撤廃。日台条約を破棄し中華人民共和国と平和条約を締結して国交正常化を実現。国連では中国代表権の回復を図る。安保廃棄と相まって日中相互不可侵条約を締結。</p>
物 価 ・ 減 税	<p>①農業、中小企業、サービス業等の低生産性部門の生産性向上、賃金と物価の悪循環の是正、流通の改善、公正取引の確保、地価抑制、消費者保護行政等を総合的に進め、消費者物価の長期的安定を図る②公共料金を極力抑制し、米価は適正に決定する③所得税は45年度までに最低年収100万円まで無税とし、住民税も大幅に軽減する。</p>	<p>大企業の野放し投資と、これに奉仕する財政金融、税制その他行政の転換。長期資金の計画化、赤字公債のすみやかな廃止、公取委強化による独占価格の規制。地価値上り抑制。農業、中小企業の共同化、近代化推進。勤労者に重い税制のアンバランス是正。大企業租税特別措置の廃止と勤労所得税100万円（4人家族）までの免除等。</p>
農 中 小 企 業	<p>高生産、高収益の農業を実現するため、生産基盤整備、構造改善事業、価格対策を総合的に進める。農地制度の改善、総合資金制度の拡充、農業振興地域制度の創設を図る。農業者年金制度を早期に実現する。中小企業の構造改善と近代化を図るため、金融の大幅拡充、税の軽減、共同化協業化等を積極的に助長する。</p>	<p>食糧自給度向上と農業所得向上を柱に農畜産物の価格支持、流通機構の改善、国土高度利用、自主的共同化を推進、農民年金など社会保障制度の拡充など農業と農民の生活と権利を守る農政転換。中小企業の事業分野確保。専門化、共同化、共同施設への公費助成。中小企業信用保証制度の拡充。個人事業税の軽減。倒産防止特別融資。</p>

# 政 策 一 覧 表

この一覧表は各党本部が本社  
の主張の質問に応じ、それぞれの責  
任で執筆したものです。

(昭和43年6月13日毎日新聞より)

公 明 党	民 社 党	共 産 党
<p>世界民族主義を提唱し、完全軍縮と核兵器全廃を主張する。特定国家間の軍事同盟の解消と普遍的な集団安全保障体制を国連安全保障機能の強化によって確立する。それまでの過渡的期間は完全中立政策により平和を確立。また軍備同盟体制は否定するが、経済的、文化的な国際協力を積極的に推進。平和憲法の改悪には強く反対。</p>	<p>わが国の平和を守るためには①不 断の平和外交の積重ね②憲法に基づ く自主防衛体制の確立③日米安保の 改定による「駐留なき安保」の実現 ④防衛についての国民の合意と団結 ⑤が必要。憲法の定める平和主義、 民主主義、基本的人権の尊重の精神 は民社党のめざす目標そのもの。し たがって憲法はあくまで守る。</p>	<p>独立こそ安全保障の前提であり、 憲法を国の最高法規とする基礎。日 本を米侵略政策にしばりつける安保 条約などサンフランシスコ体制を打 破り、憲法違反の自衛隊を解散させ 真の独立をかちとって、どんな軍事 同盟にもはばからない平和中立化政策 で安全と平和を守る。憲法改悪に絶 対反対、平和的民主的条項の完全実 施を要求する。</p>
<p>国会における非核宣言決議を、さら に推進する。安保条約を軸とする 安保体制は、わが国を戦争に巻込む 危険なものであり、段階的解消を主 張する。そのために米軍基地の撤 去、事前協議の厳格な実施、防衛力 増強義務の拒否など、安保体制の実 質的な形骸化をすすめ、安保条約 は1970年代を通じて、早期に主導的 に解消する。</p>	<p>非核宣言など、わが国の非核武装 を貫きつつ、核の平和利用、核軍縮 を推進。日米安保条約は段階的解消 を目標に、1970年には「駐留なき安 保」(米軍の常時駐留と基地の原則 的撤廃)へ改定する。それによって わが国のアメリカ追従、基地問題、 国論の分裂を排し、防衛に対する国民 の合意と団結を図る。</p>	<p>米原子力艦船「寄港」など日本の 核基地化に反対し、一切の核兵器持 込みと核武装を禁止する。核兵器全 面禁止、当面使用禁止協定の締結。 1970年には条約第10条を活用して米 政府に安保条約廃棄を通告し、侵略 と抑圧の日米軍事同盟をなくす。そ のために安保条約に反対の勢力が国会 で多数を占め民主連合政府をうち たてる。</p>
<p>沖縄は1970年の返還をめざす。そ の際、核基地はもちろん、通常基地も 撤去する。残務整理の通信連絡基地 も5年を限度に返還を要求する。 北方領土は①歯舞、色丹、国後、択 捉の即時返還を要求②中・北千島は 日本に帰属もしくは日本が管理する ことを要請する③そのための日米ソ 三国公談を要請する。</p>	<p>沖縄を異民族支配から解くため全 面的に施政権返還を求め、1970年を 目途に実現を図る。基地は本土並み とし、それ以上は認めない。沖縄開 発庁、開発金融公庫等を設け早急に 基地経済から自主経済へ、住民福祉 の本土との格差是正に努める。北方 領土は歯舞、色丹に限らず国後、択 捉までの早期返還、北千島の領土権 を主張する。</p>	<p>「核基地つき返還」論や「本土な み基地つき返還」論に反対し、サン フランシスコ「平和」条約第3条を 破棄して、核基地を含む一切の基地 を撤去し、沖縄の無条件全面祖国復 帰を実現する。日ソ平和条約を即時 締結し、独立、平和、中立の日本が 実現したのちに、平和的な話合いで 南千島問題を解決する。</p>
<p>日中友好と中国の国連加盟は日中 の繁栄と世界平和のために必要であ る。そのため日本は対米追従の中国 敵視政策を改め①吉田書簡の廃棄② 政府間貿易の推進③中国の国連加盟 促進④中国の承認⑤文化交流の活 発化——などを積極的に推進する。</p>	<p>アメリカの中国封じ込め政策への 加担と、中国への卑屈な盲従という 両極論を排し、自主共存の立場から 日中関係の改善と国交正常化につ とめる。そのため①国連代表権の承認 ②両国の大使級人物の常時接触③吉 田書簡の失効宣言など貿易の促進④ 文化、技術、人物交流の促進⑤中国 の国際会議への参加促進——につ とめる。</p>	<p>「二つの中国」論に反対。「日台 条約」を破棄し、日中国交を即時回 復する。重要事項指定方式に反対し 国連で中国に正当な地位を取戻させ る。貿易や往来の不当な制限をやめ 自主平等、相互不干渉、互恵の原則 に基づく経済・文化交流を促進す る。経済交流などに名をかりて、わ が国の民主運動に干渉することには 反対する。</p>
<p>消費者米価、公共料金値上げに強 く反対し補正予算によって補う。大 企業の管理価格、カルテルなどを規 制、有効競争を図る。中小企業、農 業などの構造改善を融資の拡大によ って推進、流通機構を合理化。国債 発行を廃止、財政を健全化。所得税 は標準世帯で130万円、住民税は100 万円まで免税。ガソリン税の引上げ に反対する。</p>	<p>現行の食糧会計を維持し、消費者 米価の値上げを抑制する。この他公 共料金は1年間値上げストップを行 なう。この間経営合理化を徹底し赤 字については利子補給等政府援助を はかる。来年度に給与所得者の「100 万円減税」を実現する。これら財源 対策として、零細補助金の整理、交 際費課税の強化、租税特別措置の改 廃を行なう。</p>	<p>大企業の不当なもうけを押えて独 占価格を引下げる。大企業に安く人 民に高い仕組みを逆にして公共料金 を引下げる。食糧制度改悪に反対し 米麦など農産物の二重価格制度を確 立し、生産費に見合う価格を保障。 免税点を4人家族120万円に引上げ る。大資本への特権的減免税を廃止 し税金の大部分を大企業、大金持か らとる。</p>
<p>農産物価格支持制度による価格の 安定と所得の補償を図る。中小専業 農家の協業化などによる体質改善を 推進。構造改善は農民の納得する方 式で進める。中小企業と大企業の生 産・販売の分野を調整する。中小企 業の組織化・協業化・協同組合化を 進め、国際競争力を強化。最低下請 価格制を設ける。無担保無保証金融 の拡大を図る。</p>	<p>貧困農家を解消し近代化を促すた め地域的、集団的構造改善を実施す る。国庫負担で新農地開発による経 営規模の拡大をはかる。適地、適産 と計画生産、出荷を徹底する。中小 企業近代化5カ年計画と構造改善促 進法で業種別、地域別近代化を推進 する。関連倒産防止の緊急融資ワ クの拡大と、大企業、外資の不当圧 迫を排除する。</p>	<p>大企業の利益を主とした自民党政 府の農業、中小企業政策に反対。中 小農民を農業から追出す「構造改善」 政策をやめ、日本農業の自主的発展 のための保護政策を確立する。林野 を解放し、民主的な協同組合、国営 農場を創設する。融資など中小企業 倒産防止緊急措置を実行し、大企業 の圧迫に対抗する自主的な協同化を 支持する。</p>

	自 民 党	社 会 党
教 育	<p>①学校教育、社会教育、家庭教育の一貫した発展を図る②道徳教育、歴史教育を重視し祖国愛と民族精神の高揚を期する③教育の正常化を推進し教員の資質向上と待遇改善を図る④私学を振興し、育英事業を拡充する⑤大学教育の質的向上を期し、とくに大学の権威を高め、指導・管理体制の確立を助長する。</p>	<p>国防教育、皇国史観の復活等、反動コースによる教育の中央集権化、思想の統制に反対。教育不在のテスト主義受験地獄を追放。学歴偏重の社会慣習是正。義務教育無償原則による教育予算の大幅増額、父母負担の軽減。権力による教育支配の排除。学問、思想、研究の自由保障。地方教育委員会の公選制復活・平和憲法思想の普及。</p>
国 民 生 活	<p>①1世帯1住宅を45年度までに実現する②上下水道、清掃その他の生活環境を計画的に整備する③公害に対する規制を強め、対策を強化する④交通安全基本法を制定し、対策を完全実施する⑤医療保険を整備し、各種年金、社会福祉、生活保護の諸施策を充実する⑥地震等災害の科学的予知その他の対策に万全を期する。</p>	<p>1世帯1住宅確保のため公営中心に住宅大量建設。このため開発利益の公共還元による地価抑値、宅地大量供給と民主的都市計画推進。交通の公共的一元化と地下鉄、高架鉄道など大衆輸送機関の優先充実。自動車運転労働基準の適正化による事故防止。公害防除の都市計画。国と企業の責任による被害者救済。個人災害に公の援護。</p>
行 政 改 革	<p>行政の簡素化、能率化を実現するため、機構の整備統合を推進し、人員の配置転換と整理を計画的に行なう。国、地方を通じ人事管理の適正効率化を実現し、とくに綱紀の肅正を断行する。行政能率を阻害する法律の整理、調査会、審議会の整理統合を推進する。地方自治体の財源の増強、地方公営企業の合理化を図る。</p>	<p>行政改革の目的は国民にサービスするとともに国民の意見を反映する民主的な役所をつくることである。機械的な人員整理や自衛隊、機動隊強化のシワ寄せを病院、学校の独立採算制で行なう特別会計化に反対。中央官庁のナワ張り主義打破と行政の一元的運用実現、これに見合う地方自治の強化。公社・公団等への国民的監視の強化。</p>
政 治 姿 勢	<p>議会制民主政治をあくまで擁護し、これを破壊する実力行使や審議拒否を厳に排撃する。法秩序を無視し、公共の安全を脅やかすすべての破壊的暴力を断固排除する。選挙の浄化、明朗化と政治資金の公正化を図るため、選挙制度、政治資金規正法等の改正を行なう。</p>	<p>金権政治打破のため政治資金規正法を抜本改正し営利企業の政治献金を規制。議会制民主主義確立のため民意を反映した議会運営と選挙制度の実現。国政調査権の強化。死票の多い小選挙区制反対。国会周辺デモ合法性の地裁決定を首相異議でくつがえす行政権乱用に反対。マスコミへの政治介入に反対。民主連帯の社会づくりに努力。</p>

公 明 党	民 社 党	共 産 党
<p>教育企画本部を設置し、教育の改革を図る。幼稚園を義務制とし小学校に併設する。義務教育、学校給食の無償を推進。定時制高校の充実、拡大、大学教育の学部改善、国費による私学の助成を図る。国防教育は民主主義に逆行し危険である。へき地教育を重視し、国庫補助により、教員の待遇、施設、通学バスなどの充実を図る。</p>	<p>真理を求め、自分で判断行動し、各人の能力の最大限の高揚を図る教育を確立する。このため、小、中学校は30人以下の学級編成、高校の義務教育化、義務教育費の完全公費負担、私学への大幅国庫補助で授業料の値下げ、教師の給与改善を行なう。特定の国防教育は邪道である。へき地の学校施設、教員の待遇を改善する。</p>	<p>「国防教育」の名による教育の軍国主義化に反対し独立、民主、平和の教育を実現する。初・中等教育の重点を基礎学力・体力・技能・情操の全面的育成におく。教育委員会選制の復活など、教育行政を民主化する。教育予算を大幅に増額して教育費の父母負担をへらす。へき地教育・分校教育を充実させ教育の機会均等を保障する。</p>
<p>大規模の宅地造成により公営中心で1世帯1住宅、1人1部屋の実現を図る。公営住宅入居基準の大幅緩和、入居年数による私下げ制度を設ける。交通安全施設および児童公園を増設。賠償保険金を最高700万円にする。公害防止の責任を明確にし公害行政を統合強化する。災害予防対策の強化と改良復旧を行ない、救済制度を充実。</p>	<p>5カ年で780万戸の住宅建設、1戸3居室の確保、地価と建材を抑え公債を財源に補充。道路、車両の改善、交通行政の一元化、安全教育の徹底、救済の制度拡充、自賠600万円引上げ、国公、企業の公害防止強化と損害、医療補償義務の明確化。上下水道、汚水処理の完備。激じん災害法適用基準の緩和、改良復旧と救済制度確立。</p>	<p>年100万戸の低家賃住宅建設。軍事基地、国有地、林野の解放、大資本の投機に使われる土地の低価格買上げで宅地を確保する。人命無視、自動車優先反対。路面電車、バスなど大量輸送機関の増強と優先通行。公害調査委員会を設置し、大資本と国の責任で補償させる。被災者のすべてに災害救助法を適用する。地震観測所の増設。</p>
<p>臨時行政調査会の答申を尊重し、政府にその強力なる実施を要請する。具体的には①機構の整理統廃合を含めた簡素化と合理化を図る②審議会などを整理縮小する③公社・公団制度の改革④各省事務の再配分⑤国の出先機関の統合⑥許認可事務の合理化⑦行政事務の合理化⑧事務処理の合理化などの強力なる改善を主張する。</p>	<p>安上がりの政府でなく、福祉国家建設の能率的行政をめざす。行政改革緊急3カ年計画で行政事務費の1割削減をはかる。公社、公団等を統廃合し、その有効的活用を進める。各種審議会、零細補助金を大幅に整理する。官庁機構簡素化と中枢企画センターの強化で縦割り行政を改める。予算の重点配分とその効果分析を導入する。</p>	<p>防衛庁の国防省昇格、内務省の復活、道州制など「行政改革」の名による一切の国家機構の反動的再編成に反対する。教育委員会、公安委、選管委など一切の行政委員会を公選制にすることをはじめ、行政機構の民主化、汚職の一掃と厳罰を要求する。公安調査庁、公安警察などを廃止し、国民生活を守る行政部門を充実させる。</p>
<p>政治の腐敗は利権に結びついた政治献金や選挙の腐敗から起こる。政治献金は会社・法人・組合などの寄付を禁じ、年間20万円を限度とする個人に限るべきである。一党独裁を招く小選挙区制には反対し、現行の中選挙区制を支持する。全学連の暴力行為は許すべきではないが、行過ぎた治安対策の強化は慎むべきである。</p>	<p>小選挙区は得票と議席の不均衡を拡大し、民意反映をせばめ与党の権威維持の具とされるので反対。政治資金は選挙制度審議会の答申どおり規正を実現。左右の教育干渉を排除し、学園民主化を図りマスプロ教育を改め、学生の不満をなくす。憲法を広く徹底させ正しい理解に基づく草の根から育て上げる民主主義思想と政治の確立。</p>	<p>汚職政治、買収選挙をなくすため営利会社をはじめ団体の政治献金を禁止し、政治資金は年間40万円までの個人寄付だけとする。小選挙区制など選挙制度改悪に反対し、全国1選挙区比例代表制、さしあたり有権者数に比例した議員定数の改正。反共不当弾圧反対。一切の弾圧立法を廃止する。三派学生の挑発行動は粉砕する。</p>

## 4 明るく正しい参議院議員通常選挙推進運動要綱

### 第1 目 標

きたるべき参議院議員通常選挙においては、全国の有権者すべてが、良識の府としての参議院の性格およびその国政上に占める重要性を認識し、こぞって投票に参加し、自由な意思に基づく自覚ある投票を行なうよう、全国的な運動を強力に展開するものとする。

### 第2 重 点 事 項

- 1 投票総参加運動を推進するために、とくに次の事項を重点的に行なうものとする。
  - (1) 低投票率層の積極的な投票参加運動の推進
  - (2) 不在者投票制度の周知
  - (3) 選挙人名簿登録回数増加等に関する法令改正の周知徹底
- 2 金のかからない選挙を推進するために、とくに買収供応の徹底的追放を図るものとする。
- 3 よく見、よく知り、よく考えて投票が行なわれるように、とくに政治を考える材料、機会の積極的活用を図るものとする。

### 第3 運動のすすめ方

- 1 国および地方公共団体は、明るく正しい選挙推進全国協議会、都道府県および市町村推進協議会、公明選挙連盟等の選挙関係団体と密接な協力提携を行なうとともに、青年団体、婦人団体、PTA等の諸団体に対し積極的な協力を求め、全国的な運動をすすめるものとする。
- 2 新聞、雑誌、放送等の報道機関が、今日の世論喚起に果たす役割が極めて大きいことにかんがみ、これらに対し、情報、資料の提供を積極的に行ないその協力を求めるとともに、これらを効果的に活用し、この運動に対する国民の意識の高揚を図るものとする。
- 3 この運動の推進に関して連絡協議を密にするとともに、運動をより効果的ならしめるため、中央に、関係省庁、報道機関、選挙関係団体等を構成員として、「明るく正しい参議院選挙推進運動本部」を設置するものとする。

地方においても、その実情に応じて、これに準ずる措置をとるものとする。

### 第4 実 施 事 業

各啓発主体は、事業の実施にあたっては、投票日、投票所等の周知徹底のほか、とくに有権者の政治、選挙に対する関心を高めるような内容を各種媒体におこむものとする。

#### 1 自 治 省

##### (1) ラジオ、テレビ放送

日本放送協会および民間放送局において、スポット放送などを行なう。

- (2) 新聞、雑誌広告の掲載  
新聞、雑誌に参議院議員選挙に関する広告等を掲載する。
- (3) ポスターの作成  
大型ポスター60万枚を作成し、全市町村に配布する。また、そのデザインを国、地方の行政機関および関係団体が発行する広報紙等にも掲示するよう依頼する。
- (4) 交通広告の実施  
全国の電車、バス等の中吊広告10万枚を作成する。
- (5) 選挙に関する歌の作成  
広く国民の選挙意識の高揚を図るため、選挙に関する歌を作成する。
- (6) 表彰の実施  
明るく正しい通常選挙の推進について功績のあった民間団体、個人および選挙管理委員会などを表彰する。

## 2 都道府県選挙管理委員会

- (1) 広告幕、立看板、ポスター等の掲示  
選挙の期日等を周知するため、広告幕、立看板、ポスター等を掲示する。
- (2) 新聞、ラジオ、テレビ等による啓発  
地方の新聞、ラジオ、テレビ等と提携し、啓発事業を推進する。
- (3) 広報車による啓発  
広報車により、選挙期日、投票所等の周知を図り、とくに選挙に関心の薄い地区を重点に啓発する。
- (4) リーフレットの作成  
不在者投票の投票案内等のリーフレットを作成する。

## 3 市区町村選挙管理委員会

- (1) チラシ等の作成配布  
投票所、立会演説会等の周知をかねた啓発チラシを配布する。
- (2) 広報車による啓発  
都道府県の広報車による啓発事業と提携し、啓発を行なう。

## 4 公明選挙連盟

- (1) スライドの作成  
全国主要映画館（約200館）において、啓発スライドを上映する。
- (2) パンフレット等の配布  
パンフレット「第8回参議院議員通常選挙に直面して」を発行し、関係者に配布する。
- (3) 参議院議員通常選挙に関する世論調査の実施

## 5 明るく正しい選挙推進全国協議会

- (1) 明るく正しい通常選挙推進大会の開催各都道府県の代表者の参加により、明るく正しい

通常選挙推進大会を開催する。

- (2) 有線放送による啓発  
ソノシートを作成し、全国の有線放送施設に配布する。
- (3) 明るく正しい選挙キャンペーン  
各都道府県選挙管理委員会等と提携し、講演会、座談会、キャラハン隊等により、明るく正しい選挙推進のキャンペーンを行なう。
- (4) 標語および写真の募集  
参議院議員選挙に対する国民の関心を高めるため、広く一般から参議院議員選挙に関する標語および写真を募集する。
- (5) 「私たちの広場」特集号の発行

## 5 参議院議員通常選挙臨時啓発の概要

事業の種類	概 要
明るく正しい選挙推進大会	参議院選挙を明るく正しく推進するため、県下4地区で推進大会を開催した。 開催場所および開催日 6月3日 小倉区毎日会館 6月5日 飯塚市文化センター 6月6日 久留米市文化センター 6月8日 福岡市 福岡県婦人会館
四者協議会	県警本部、地方検察庁、推進協議会、県選管の四者において参議院選挙を明るく正しく推進するための対策を協議し、四者共同声明を発表した。 開催場所および開催日 5月2日 天神ビル
飛行機による啓発	セスナ機により6月30日～7日(3日を除く)まで7日間、空から明るく正しい選挙を呼びかけた。
広告塔による啓発	選挙人名簿登録申出および参議院選挙投票日の周知を図るため、博多駅前をはじめ県下25箇所に広告塔を設置し、1箇所に広告板を設置して啓発した。 (登録申出 5月20日～6月1日) (投票日周知 6月2日～7月7日)
新聞による啓発	不在者投票制度の周知および参議院選挙投票日の周知を図るため、新聞広告を行なった。 6月20日 スポーツ紙 3社 (突出) 朝刊 6月20日 普通紙 7社 (〃) 夕刊 (一部朝刊) 6月22日 〃 7社 (〃) 夕刊 (〃) 6月22日 スポーツ紙 3社 (記事下) 朝刊 6月24日 スポーツ紙 3社 (〃) 朝刊
広報車による啓発	広報室の広報車1台および民間借上げ広報車1台により県下を4回にわたり明るく正しい選挙を呼びかけた。
懸垂幕による啓発	懸垂幕(参議院選挙投票日7月7日)を作成し、各市区役所15箇所およびデパート12箇所に懸垂して投票日の周知を図った。
アドバルーンによる啓発	参議院選挙投票日の周知および投票総参加を呼びかけるためアドバルーンによる啓発を行なった。 期 日 7月5日～7日 浮揚場所 福岡市、飯塚市、行橋市 「参議院選挙7月7日」「7月7日はまず投票を」「明るく正しい選挙」
候補者に白バラ贈呈	立候補受付の際、立候補者に3箇所づつ白バラを贈り、明るく正しい選挙の協力を願った。
紙帽子 風船 による啓発	動物園等人的の集まる所にて紙帽子、風船を配布して、明るく正しい選挙を呼びかけた。
マッチ、懐紙による啓発	マッチ、懐紙それぞれ20,000箇所を電車、バス、ターミナル等において配布し投票日の周知および明るく正しい選挙を呼びかけた。
ビニール袋、うちわによる啓発	立会演説会を県下32箇所で行なうので、この立会演説会の入場者にうちわ1本ビニール下足袋を配布して明るく正しい選挙を呼びかけた。
鉛筆による啓発	標語を入れた鉛筆20,000本を作成して広報車にて配布し又投票日当日投票記載所において明るく正しい選挙を呼びかけた。

## 6 広 告 塔 設 置 場 所

市 町 名	基 数	設 置 場 所
久 留 米 市	1	市役所前
門 司 区	1	鎮西橋公園敷地内
小 倉 区	1	小倉市立病院前
若 松 区	1	若戸大橋商店街広場
八 幡 区	1	中央町交叉点
戸 畑 区	1	文化会館前（麻生公園内）
大 牟 田 市	1	大牟田駅前
飯 塚 市	1	市役所前
田 川 市	1	〃
山 田 市	1	大橋ロータリー
筑 後 市	1	市役所前
大 川 市	1	大川郵便局前
豊 前 市	1	豊前市民会館前
志 免 町	1	役 場 前
小 竹 町	1	役場屋上
確 井 町	1	確井町公民館前
三 輪 町	1	役 場 前
吉 井 町	1	吉井電報電話局前
田 主 丸 町	1	役 場 前
城 島 町	1	役 場 前
上 陽 町	1	上陽町五ツ角
瀬 高 町	1	公民館前
香 春 町	1	役 場 前 (看 板)
赤 池 町	1	〃
椎 田 町	1	〃

## 7 選挙事務報告例による各種報告調

### (1) 開票結果に関する調

当落の別	氏名	得票総数	性別	年齢	党派	新元前別	職業
○	小柳 勇	421,469	男	56	日本社会党	前	団体役員
○	鬼丸 勝之	373,465	男	54	自由民主党	前	団体役員
○	米田 正文	335,275	男	63	自由民主党	前	参議院議員
	鬼木 勝利	309,388	男	63	公明党	前	団体役員
	諫山 博	154,097	男	46	日本共産党	新	弁護士
	原田 文枝	151,017	女	56	民主社会党	新	団体役員
法定得票数		96,928. <sup>388</sup>	供託物没収点		72,696. <sup>291</sup>	選挙運動法定費用額	5,103,000円

### (2) 有権者数投票者数および投票率に関する調

#### (イ) 全国区

市郡別	男女別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(100.00%)
市区部	男	851,247	564,673	286,574	66. <sup>35</sup>
	女	966,578	654,906	311,672	67. <sup>76</sup>
	計	1,817,825	1,219,579	598,246	67. <sup>09</sup>
郡部	男	361,998	271,864	90,134	75. <sup>10</sup>
	女	421,453	310,573	110,880	73. <sup>69</sup>
	計	783,451	582,437	201,014	74. <sup>34</sup>
合計	男	1,213,245	836,537	376,708	68. <sup>95</sup>
	女	1,388,031	965,479	422,552	69. <sup>56</sup>
	計	2,601,276	1,802,016	799,260	69. <sup>27</sup>

#### (ロ) 地方区

市郡別	男女別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(100.00%)
市区部	男	851,247	564,787	286,460	66. <sup>35</sup>
	女	966,578	654,991	311,587	67. <sup>76</sup>
	計	1,817,825	1,219,778	598,047	67. <sup>10</sup>
郡部	男	361,998	271,883	90,115	75. <sup>11</sup>
	女	421,453	310,610	110,843	73. <sup>70</sup>
	計	783,451	582,493	200,958	74. <sup>35</sup>
合計	男	1,213,245	836,670	376,575	68. <sup>96</sup>
	女	1,388,031	965,601	422,430	69. <sup>57</sup>
	計	2,601,276	1,802,271	799,005	69. <sup>28</sup>

## (3) 選挙運動事務員の届出をした党派別候補者数に関する調

(地方区)

党派別候補者数 事務員数	自民党	社会党	民社党	公明党	共産党	諸派	無所属	合計	備考
	候補者数	"	"	"	"	"	"		
30人未満	2	1	1	1				5	
30人以上 60人未満									
60人以上 90人未満									
90人以上 120人未満									
120人以上 150人									
候補者数計	2	1	1	1				5	
選挙運動事務員の総数	48	20	15	1				84	

## (4) 有効投票に関する調

区分	法第68条 の2第1 項以外の 投票数 (A)	法第68条の2第2項によって按分した投票数						いずれの 候補者にも 属しないもの(C)	合計 (A)+(B)+(C)	
		按分した ものの 総数	左記の内訳				小計 (B)			
			氏名を 記載した もの	氏を記 載した もの	名を記 載した もの	その他				
全国区	1,680,357	23,041		22,779	262		23,041	0.872	3	1,703,401
地方区	1,744,711									1,744,711

## (5) 無効投票に関する調

区分	正用 規 の 用 紙 を の	候補者 を 記 載 し た もの	候補者 と な る 者 の 氏 名 を 記 載 し た もの	名を記 載した もの	二人以上 の候補者 を記載した もの	被選挙 権のない 候補者の 氏名を記 載したもの	候補者の 氏名を記 載した もの	候補者の 氏名を自 書したもの	候補者の 氏名を記 載した ものの 何人か を確認し ないもの	白紙の まま投票 したもの	単に雑 事を記 載した もの	単に記 号符 号を記 載した もの	その他	合計
全国区	9	56,239			624		286	2	5,296	19,936	7,594	8,112	11	98,109
地方区	43	37,569			929		930	2	4,489	6,917	3,508	2,954	50	57,391

## (6) 仮投票に関する調

選挙事務調査報告書(平成27年度)

区 分	市 郡 別	総 数	事 由 に よ る 内 訳		受 理 不 受 理 に よ る 内 訳	
			投票の拒否の決 定を受けた選挙 人において不服 がある場合	投票立会人にお いて異議のある 場合	受理したもの	受理しなかつ たもの
全 国 区	市 区 部					
	郡 部	1	1			1
	計	1	1			1
地 方 区	市 区 部					
	郡 部	1	1			1
	計	1	1			1

## (7) 点字投票に関する調

区 分	市 郡 別	総 数	内 訳	
			有 効	無 効
全 国 区	市 区 部	376	362	14
	郡 部	112	109	3
	計	488	471	17
地 方 区	市 区 部	378	370	8
	郡 部	112	109	3
	計	490	479	11

## (8) 代理投票に関する調

区 分	市 郡 別	総 数	内 訳	
			身 体 の 障 害	文 盲
全 国 区	市 区 部	3,890	897	2,993
	郡 部	2,802	571	2,231
	計	6,692	1,468	5,224
地 方 区	市 区 部	3,882	897	2,985
	郡 部	2,796	570	2,226
	計	6,678	1,467	5,211

## (9) 不在者投票の事由に関する調

## (イ) 全国区

## (a) 選挙人の属する市町村における不在者投票用紙交付件数等に関する調

事由別	投票用紙等の請求件数 (A)	交 付				投 票				
		交付総数 (B)	左記のうち郵送したものの (C)	交付を拒絶したものの (D)	合 計 (B)+(C) (Aと一致)	投票者数 (D)	棄権者数 (E)	計 (D)+(E) (Bと一致)	船員で指定市町村から不在者投票用紙を受け取ったもの (F)	合 計 (D)+(E)+(F) (12表13表の合計と一致)
法第49条第1号該当者	9,391	9,385	1,584	6	9,391	9,067	318	9,385	150	9,217
法第49条第2号該当者	5,000	4,999	770	1	5,000	4,914	85	4,999		4,914
法第49条第3号該当者	24,249	24,205	12,871	44	24,249	23,486	719	24,205		23,486
法第49条第4号該当者	76	76			76	76		76		76
法第49条第5号該当者	2,112	2,112	1,689		2,112	1,609	503	2,112		1,609
合 計	40,828	40,777	16,914	51	40,828	39,152	1,625	40,777	150	39,302

## (b) 指定市町村における他市町村船員への不在者投票用紙交付件数等に関する調

事由別	投票用紙等の請求件数 (A)	交 付			
		交付総数 (B)	左記のうち郵送したものの (C)	交付を拒絶したものの (D)	合 計 (B)+(C) (Aと一致)
法第49条第1号該当者	184	184			184
法第49条第2号該当者					
法第49条第3号該当者					
法第49条第4号該当者					
法第49条第5号該当者					
合 計	184	184			184

(ロ) 地方区

(a) 選挙人の属する市町村における不在者投票用紙交付件数等に関する調

事由別	投票用紙等の請求件数 (A)	交 付				投 票				
		交付総数 (B)	左記のうち 郵送した もの (C)	交付を拒 絶したもの (C)	合 計 (B)+(C) (Aと一致)	投票者数 (D)	棄権者数 (E)	計 (D)+(E) (Bと一致)	船員で指定市 町村から不在 者投票用紙を 交付を受けた もの (F)	合 計 (D)+(E) + (F) (12表13表 の合計と 一致)
法第49条第1号 該 当 者	9,391	9,385	1,580	6	9,391	9,068	317	9,385	150	9,218
法第49条第2号 該 当 者	5,002	5,001	770	1	5,002	4,918	83	5,001		4,918
法第49条第3号 該 当 者	24,253	24,209	12,969	44	24,253	23,493	716	24,209		23,493
法第49条第4号 該 当 者	76	76			76	76		76		76
法第49条第5号 該 当 者	2,111	2,111	1,688		2,111	1,606	505	2,111		1,606
合 計	40,833	40,782	17,007	51	40,833	39,161	1,621	40,782	150	39,311

(b) 指定市町村における他市町村船員への不在者投票用紙交付件数等に関する調

事由別	投票用紙等の 請求件数 (A)	交 付			
		交 付 総 数 (B)	左記のうち郵 送したもの (C)	交付を拒絶し たもの (C)	合 計 (B)+(C) (Aと一致)
法第49条第1号 該 当 者	184	184			184
法第49条第2号 該 当 者					
法第49条第3号 該 当 者					
法第49条第4号 該 当 者					
法第49条第5号 該 当 者					
合 計	184	184			184

(10) 指定船舶における不在者投票に関する調

選挙別	区分	投票用紙等の 請求件数	同 交 付 枚 数	左 数	投票者数	備考
全国区	全 国 区	63	63		47	
	地 方 区	63	63		46	
	計	126	126		93	

(11) 不在者投票の受理、不受理に関する調

区分	市郡別	投票管理者にお いて受理と決定 し且つ拒否の決 定をしなかった もの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
			開票管理者にお いて受理と決定 したもの	開票管理者にお いて不受理と決 定したもの	計	
全国区	市区部	26,327	21	16	37	26,364
	郡部	12,920	6	12	18	12,938
	計	39,247	27	28	55	39,302
地方区	市区部	26,330	21	17	38	26,368
	郡部	12,925	6	12	18	12,943
	計	39,255	27	29	56	39,311

(12) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

選挙別	区分	選挙人の属 する市町村の 選挙委員に 対したもの	業務地旅行 地又は居住 地等の市町 村の選挙委 員長に對し たもの	船長に對 してな したも の	病院 人ホ 長又 保養 所に 對し たも の	長 老 の 立 長 な る もの	監獄 の 代 用 管 理 者 に 對 し た も の	長 の 監 獄 に 對 し た も の	少年 院 の 又 は 婦 人 導 院 に 對 し た も の	長 補 に し た も の	身 生 更 設 護 に 對 し た も の	障 害 援 護 施 設 に 對 し た も の	者 保 長 な る もの	合 計	備考
全国区		12,882	3,004	285	22,978	90	6	57	39,302						
地方区		12,885	3,003	285	22,985	90	6	57	39,311						

(13) 投票所および開票所に使用した施設に関する調

北九州市選挙管理委員会

区 分	市町村数	投 開 票 所 数							借上料を要した投開票所数		
		地方公共団体の管理する施設					左記以 外の施 設	計	地方公共 団体の管 理する施 設	左記以外 の施設	計
		市 投 所 町 村 役 場	学 校	市 民 会 館 公 会 堂 の 類	そ の 他						
投 票 所 数	市区部	20	3	327	77	24	51	482	4	86	90
	郡 部	83	13	257	45	42	61	418		57	57
	計	103	16	584	122	66	112	900	4	143	147
開 票 所 数	市区部	20	1	33	7	4	1	46	1	2	3
	郡 部	83	42	23	15	2	1	83		1	1
	計	103	43	56	22	6	2	129	1	3	4

(14) 繰上投票に関する調

繰上投票を行なった投票区	繰上投票を行なった期日
北九州市小倉区第11投票区（馬島）	昭和43年7月5日
北九州市小倉区第12投票区（藍島）	”
粕屋郡新宮町第2投票区（相島）	”
宗像郡玄海町地島投票区	”

(15) 投票箱の送致に関する調

区 分	投票の当日開票所 に到着した投票所	投票の翌日開票所 に到着した投票所	投票の翌々日以降開票 所に到着した投票所	合 計
市 区 部	480	2		482
郡 部	417	1		418
計	897	3		900

(16) 開票区に関する調

市郡別	開票区分数	左記の内訳													開票所数				
		市区町村を一開票区としたものの数	市区町村の区域を二以上の開票区に分った市町村の数										町区区域を合						
			二に分ったもの	三	四	五	六	七	八	九	十以上	計	二を合	三以上		四以上	計		
市区部	46	11	3	1	2		3							9					46
郡部	83	83																	83
計	129	94	3	1	2		3							9					129

(17) 開票の期日に関する調

市郡別	開票所数	開票期日			備考
		投票の当日開票した開票所数	投票の翌日開票した開票所数	投票の翌々日以降開票した開票所数	
市区部	46	4	42		
郡部	83	70	13		
計	129	74	55		

(18) 立会人に関する調

選挙別	市郡別	投票立会人数	開票立会人数	選挙立会人	選挙分会立会人	備考
全国区	市区部	1,446	305			
	郡部	1,323	487			
	計	2,769	792			
地方区	市区部	1,446	268			
	郡部	1,323	433			
	計	2,769	701	3		

① 投票管理者および投票所事務従事者に関する調

市郡別	投票管理者				投票所事務従事者					
	投票管理者	職務代理者	臨時に職務を管掌した者	合計	市町村選管の書記	市町村の職員		学校職員	その他	合計
						吏員	その他の職員			
市区部	482			482	25	4,482	319	10	1,052	5,888
郡部	416	2		418	208	4,039	688	6	46	4,987
計	898	2		900	233	8,521	1,007	16	1,098	10,875

② 開票管理者および開票所事務従事者に関する調

市郡別	開票管理者				開票所事務従事者					
	開票管理者	職務代理者	臨時に職務を管掌した者	計	市町村選管の書記	市町村の職員		学校職員	その他	計
						吏員	その他の職員			
市区部	46 (1)	( )	( )	46 (1)	93	2,470	114		75	2,752
郡部	83 ( )	1 ( )	( )	84 ( )	258	2,842	358		38	3,496
計	129 (1)	1 ( )	( )	130 (1)	351	5,312	472		113	6,248

注 ( ) 内数は、全国区選挙について、別に選任したものである。

③ 選挙長および選挙会事務従事者に関する調

選挙別	選挙長および選挙分会長					選挙会および選挙分会の事務従事者					
	都道府県選挙管理委員会の委員長	同左記の委員	書記長	その他	計	都道府県選挙管理委員会の書記長および書記	都道府県の職員		学校職員	その他	計
							吏員	その他の職員			
全国区	1				1	4					4
地方区	1				1	4					4

④ 選挙公報に関する調

選挙別	候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請候補者数	配布世帯数	各世帯に配付を完了するまでに要した日数	印刷部数	印刷に要した日数	印刷所名	公報一部当り印刷費(用紙代を含む)
地方区	6	6月19日	6	1,150,500	10	1,155,000	8	〃	2円20

㊸ ポスター掲示場に関する調 (1)

(地方区)

区 分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計	
	~2千㎡	2千㎡~ 4千㎡	4千㎡~ 8千㎡	8千㎡~	~4千㎡	4千㎡~ 8千㎡	8千㎡~	~4千㎡	4千㎡~	~4千㎡	4千㎡~		
市 区	投票所 数	11	4	4	15	212	67	35	116	12	4	2	482
	掲示場 設置数	52	24	28	102	1,484	536	315	928	108	36	20	3,633
町	投票所 数	18	12	28	41	99	84	96	4	10			392
	掲示場 設置数	85	69	169	294	693	672	864	32	90			2,968
村	投票所 数		1	2	14		2	7					26
	掲示場 設置数		6	14	107		16	63					206
計	投票所 数	29	17	34	70	311	153	138	120	22	4	2	900
	掲示場 設置数	137	99	211	503	2,177	1,224	1,242	960	198	36	20	6,807

㊸ ポスター掲示場に関する調 (2)

(地方区)

区 分 別	新設した掲示場数		既設のものを再使用した掲示場数		計	備 考
	恒久的掲示場	恒久的掲示場 以外の掲示場	恒久的掲示場	恒久的掲示場 以外の掲示場		
市 区	69	3,456	30	78	3,633	
町	57	1,804	369	738	2,968	
村	19	78	48	61	206	
計	145	5,338	447	877	6,807	

㉒ 立会演説会の開催度数に関する調

都道府県の指定した町村の数の数	左記の開催度数	人口五万未満の市の数	左記市に於ける開催度数	人口五万以上十万未満の市の数	左記市に於ける開催度数	人口十万以上十五万未満の市の数	左記市に於ける開催度数	人口十五万以上二十万未満の市の数	左記市に於ける開催度数	人口二十万以上二十五万未満の市の数	左記市に於ける開催度数	人口二十五万以上三十万未満の市の数	左記市に於ける開催度数	人口三十万以上の市の数	左記市に於ける開催度数	合 計	
																開 催 市 数	開 催 度 数
11	11	8	8	4	4	2	2	3	3					3	4	31	32

㉓ 立会満説会の演説者等に関する調

(地方区)

立会演説会に参加を申し込んだ候補者数	開催度数	現に立会演説会に参加した者の延数	左記のうち代理者の演説延回数	一候補者の演説時間	備 考
6	32	192	12	24分	1班編成

㉔ 立会演説会の開催計画等に関する調

(地方区)

立会演説会参加申出期間	立会演説会開始月日	立会演説会終了月日	開催延回数	一回の演説会において演説することができる候補者数	演説順序決定の期間の数	備 考
6月14日	6月20日	7月5日	32	8	2	

㉕ 立会演説会に使用した施設に関する調

(地方区)

区 市 郡 別	使用した施設の数	使 用 し た 施 設 の 内 訳							
		公立学校	私立学校	公民館	公会堂	議事堂	劇場	社 寺	その他
市区部	21	3		1	11				6
郡 部	11	7		3					1
計	32	10		4	11				7

㉞ 立会演説会の聴衆等に関する調

(地方区)

区 分 開 催 度 数	立会演説会			左記演説会に集合 した聴衆総人員数			演 説 会 中							
	開催の総回数						最も多く集 合した人員数		最も少なか った人員数		平 均 (総人数÷回数)			
	市部	郡部	計	市部	郡部	計	市 部	郡 部	市 部	郡 部	市部	郡部	計	
32	21	11	32	30,756	6,552	37,308	3,500	800	511	391	1,464	595	1,165	

㉞ 個人演説会の会場およびその使用度数に関する調

(イ) 会 場 の 数

区 分 市 郡 別	法第161条第1項 第1号の学校お よび公民館の数		法第161条第1項 第2号の公会堂お よび議事堂の数		法第161条第1項第3号の市町村の選挙管 理委員会の指定した施設の数						合 計	備 考
	学 校	公 民 館	公 会 堂	議 事 堂	社 寺	農 業 協 同 組 合	商 工 会 議 所	そ の 他	計	計		
市区部	727	173	17	20					109	109	1,046	
郡 部	450	98	7	62	1	1			101	105	720	
計	1,177	271	24	82	1	1			210	212	1,766	

(ロ) 会 場 使 用 度 数

区 分 選 挙 別	市 郡 別	施 設 の 使 用 度 数										合 計	備 考
		法第161条第1項 第1号の学校お よび公民館		法第161条第1項 第2号の公会堂お よび議事堂		法第161条第1項 第3号の市町村の 選挙管理委員会の 指定した施設		法第161条の2の公営 施設以外の 施設					
		公 費 担 負	候 補 者 担 負	公 費 担 負	候 補 者 担 負	公 費 担 負	候 補 者 担 負	公 費 担 負	候 補 者 担 負	公 費 担 負	候 補 者 担 負		
全 国 区	市区部	34		5	1	5					44	1	
	郡 部	7	1	2		3					12	1	
	計	41	1	7	1	8					56	2	
地 方 区	市区部	60		9		5				87	74	87	
	郡 部	10		4		1				19	15	19	
	計	70		13		6				106	89	106	

㉔ 新聞広告に関する調

(地方区)

新聞名	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金(1人1回分)
読売新聞	1	1	48,000
朝日新聞	6	6	76,800
毎日新聞	6	7	76,800
西日本新聞	6	11	96,000
夕刊フクニチ新聞	5	5	53,760
計	24	30	

㉕ 政党その他の政治団体の政談演説会の開催回数に関する調

政党名	自民党	社会党	民社党	公明党	共産党						計
開催回数	4	1		5	2						12